

松原小学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、児童の人権に関わる重大な問題である。いじめがいじめられた児童（保護者等）の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを共通理解し、その解決に当たらなければならない。そのために、いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として常に児童の生活状況を観察し、いじめを許さない状況にしておくことが重要である。そして、児童、教師、保護者の人権意識の高揚を図り、いじめはあってはならない行為であることをしっかり受けとめ、児童の生命・心身を保護することが重要であることを認識する必要がある。

いじめ問題については、児童、保護者、教職員のみならず、あらゆる機関や関係者の連携の下、その克服に当たらなければならない。そのために教職員は日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが必要である。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめの認定については、表面的・形式的にすることなく、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合い、いじりと言われる行為であっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景の事情調査を十分に行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、被害を受けた児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当する場合には、事案を直ちに管理職・生徒指導主任等を通して校内いじめ対策委員会へ情報共有を行うこととする。

(3) いじめ防止対策組織について

ア 組織について

「いじめ・不登校対策委員会」をこれに充てる。

イ 設置の目的

「いじめ」に関するささいな兆候や児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

ウ 委員会の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、教育相談係、関係学級の担任、養護教諭等で構成し、校長の判断により必要に応じて、スクールカウンセラー等外部関係機関と連携する。

エ 「いじめ・不登校対策委員会」の主な役割

(ア) 「松原小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校運営協議会や学校評価等で、いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(イ) 教職員への意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「松原小学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、機会あるごとに確認するなどして教職員の共通理解を図る。

- ・ 学校生活アンケート（学期1回実施）や「学校楽しいーと」、「SNSチェックシート」など、各種アンケートを実施し、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- (ウ) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ・ 随時、学校便りや週報（学級だより）等を通して、児童の様子やいじめ防止についての取組状況を発信する。
- (エ) いじめ事案への対応
- ・ いじめ問題が発生した場合、あるいはその疑いがあるとの情報があった場合は、生徒指導主任は担任と連携して正確な事実の把握に努め、問題の解決にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応できるチームを編成する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を注視し、継続的な指導・支援を行う。

<連携機関及び連絡先>

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
県警察本部（少年サポートセンター）	2 3 2 - 7 8 6 9
鹿児島中央警察署 （※ スクールサポーター）	2 2 2 - 0 1 1 0
城南交番	2 2 6 - 1 6 1 0
地藏角交番	2 2 2 - 9 5 8 3
県総合教育センター教育相談課	0 1 2 0 - 7 8 3 - 5 7 4
県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3 （Fax 2 6 4 - 3 0 4 4）
鹿児島市こども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0 （Fax 2 1 6 - 1 2 8 4）
近隣の学校（甲東中、城南小、山下小等）	

(4) いじめの防止等に関する具体的な取組

ア いじめの未然防止の取組

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという危機感を全職員が常にもち、以下のような未然防止に努める。

(ア) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

(イ) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自尊感情を育む授業づくりに努める。

- (ウ) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心情を育成する。
- (エ) 「いじめ防止啓発強調週間（ニコニコ月間）」や「いじめ・不登校について考える週間」等で、全校児童を対象に、いじめに関する講話等を行う。
- (オ) 児童会活動や学級活動を中心にいじめ防止へ向けての児童の主体的な話し合いと、標語・ポスター作成等の具体的な取組を推進する。
- (カ) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用法とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう意図的・継続的に指導する。
- (キ) 定期的（少なくとも学期1回）に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、研修等を通していじめに対する職員の意識を高めるとともに情報交換を密に行うようにする。

イ いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、周囲が気づきにくい判断しにくい形で行われるという認識の下、日頃から児童を注意深く見守り、児童が示す変化や信号を見逃さないように、以下のようなことに取り組む。

- (ア) 「いじめ防止啓発強調週間（ニコニコ月間）」や「いじめ・不登校について考える週間」にあわせて、アンケート（学校生活アンケート、「学校楽しいーと」、「SNSチェックシート」等）にもとづく教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (イ) 学期始めの職員会議で「松原小学校いじめ防止基本方針」を活用するとともにいじめについての危機意識を高める機会を定期的に設定する。
- (ウ) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、PTA活動を通じた保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (エ) 定期的な教育相談（夏季休業中に全員）を行い、児童の状況把握や周囲からの情報収集を行う。
- (オ) スクールカウンセラーの活用方法についての案内文を学期始めに配布し、児童や保護者に活用を促す。
- (カ) いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

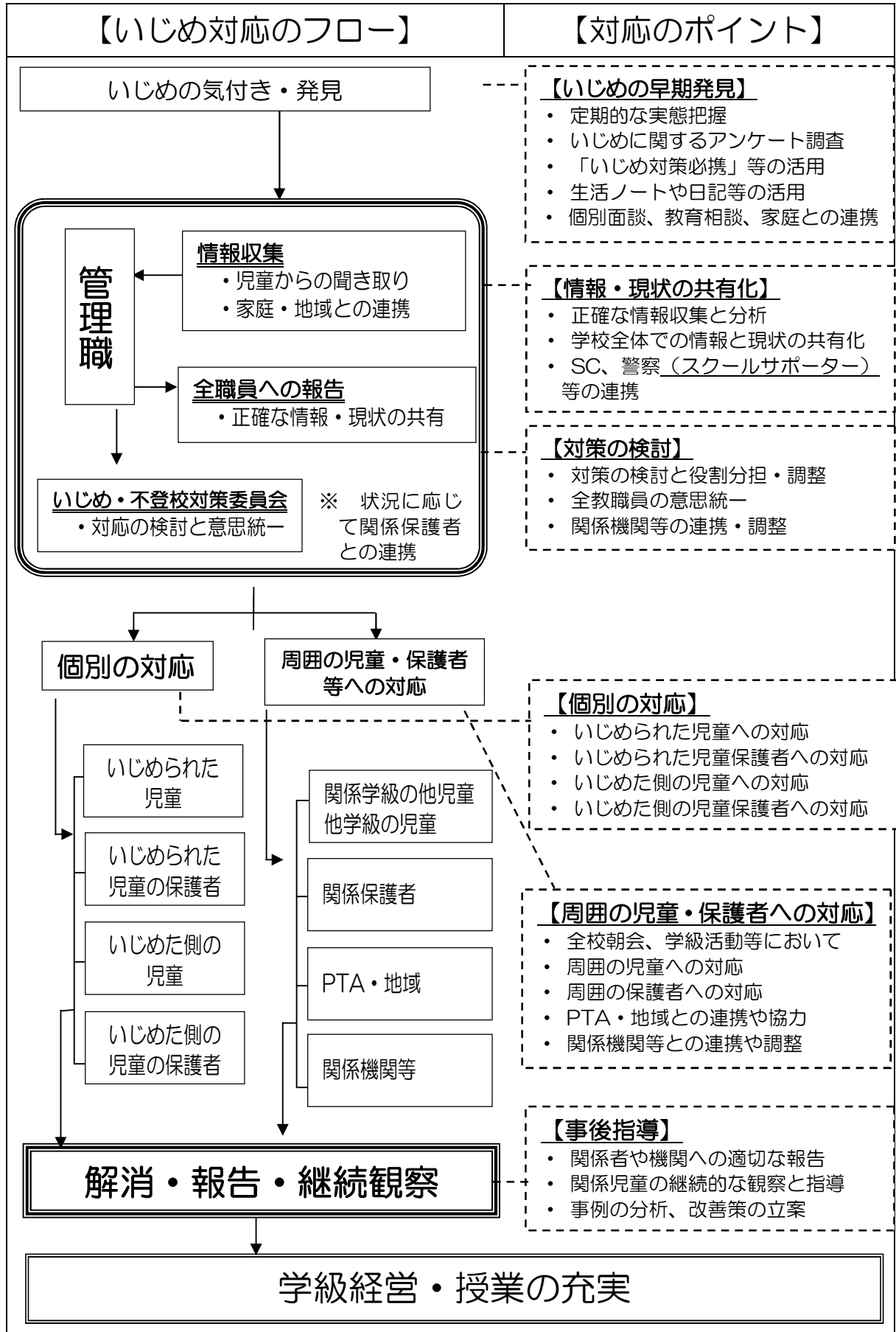
ウ いじめへの早期対応の取組

いじめが懸念される報告があった場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに事実確認を早急に開始する。いじめを行ったとされる児童に対しては、担任と生徒指導主任等二人以上で事情を聴き取り、事実を慎重に把握する。また、周囲の児童への聴き取りを行い、情報の食い違いはないか事実のすり合わせを行う。管理職は、聴き取りの結果から判断し、臨時の「いじめ対策委員会」を招集する。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談を随時行うとともに、関係機関との連携を図るようにする。

情報共有の重大性

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「いじめ・不登校対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

【いじめへの早期対応の流れ】



【情報収集の際のポイント】

<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 誰が誰をいじめているのか？ <input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか？ <input type="checkbox"/> どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ <input type="checkbox"/> いじめのきっかけは何か？要因としてはどんなことが考えられるか？ <input type="checkbox"/> いつごろから、どのくらい続いているのか？ <p><手段></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 関係児童からの聴き取り（被害者→周囲にいる者→加害者の順で個別に聴き取りを行う。） <input type="checkbox"/> 他の教師からの情報 <input type="checkbox"/> 関係保護者との連携（※状況に応じ、聴き取りや説明を行う。直接、面会する。） <p><役割分担></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> [担任、生徒指導主任、養護教諭から複数で] → 校長・教頭への報告 → 指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童の聴き取りと支援 ・ いじめた児童の聴き取りと指導 <input type="checkbox"/> [教頭] <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者への対応 ・ 関係機関への対応 ・ 教育委員会への連絡相談 <input type="checkbox"/> [学年主任、担任、生徒指導主任] <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の児童生徒と全体児童への指導
--

【いじめ対策委員会のポイント】

<p><メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、教育相談係、関係学級の担任、養護教諭 <p>※ 状況に応じてスクールカウンセラーや臨床心理相談員等への協力を要請する。</p> <p><協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現在までわかっている状況の報告 <input type="checkbox"/> 詳細な調査の必要性の有無（調査の内容と方法の検討） <input type="checkbox"/> 具体的な指導・支援の方針の検討（今後の役割分担について） <input type="checkbox"/> それぞれの役割遂行の際の留意事項の確認（※気を付けること） <input type="checkbox"/> 保護者への対応について <input type="checkbox"/> 関係機関との連携方法の確認 <p>※ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等による児童・保護者の心のケアについて</p>
--

【関係児童への対応のポイント】

	いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
対応のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し安心感を与える。 <input type="checkbox"/> つらさや悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。 <input type="checkbox"/> 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。 <input type="checkbox"/> 児童のよい点を励ますなど自信回復への積極的支援を行う。 <input type="checkbox"/> 自己肯定感を回復できるよう、学級にとけ込みやすい雰囲気作りや場作りを支援する。 <input type="checkbox"/> 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情を細やかに継続して見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが決して許されない行為であることを分からせる。自ら反省し謝罪したいという気持ちになるまで個別の関わりを継続する。 <input type="checkbox"/> 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。 <input type="checkbox"/> 何がいじめであるかなどいじめの定義や内容等をしっかり理解させる。 <input type="checkbox"/> 児童の不満や満たされない心理を十分くみ取るように努め、学校生活が豊かなものになるような指導を継続して行う。 <input type="checkbox"/> いじめた児童の家庭や地域での状況、人間関係、生活経験等を把握しておく。 <input type="checkbox"/> 事後も継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

面談の際の留意点	<input type="checkbox"/> 秘密が守られる環境を用意する。 <input type="checkbox"/> 焦らずせかさず共感的に接する。 <input type="checkbox"/> 心の整理をする時間を確保する。 <input type="checkbox"/> これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。 <input type="checkbox"/> まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。	<input type="checkbox"/> 開き直りに対処する。「ただ遊んでいただけ。」という自分に都合のよい言い訳を許さず終始毅然とした態度で接する。 <input type="checkbox"/> 「被害者にも非がある」と認めてはならない。いじめでよい理由には絶対にならない。 <input type="checkbox"/> 加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、自分がされたらどう思うか考えさせ、いけない行為だったことに気付かせる。
保護者に対して	<input type="checkbox"/> 発覚したその日に、家庭訪問等で直接面会し、事実関係を伝える。 <input type="checkbox"/> 学校の把握している実態や経緯を隠さず伝える。 <input type="checkbox"/> 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 <input type="checkbox"/> 保護者のつらい気持ちや不安を共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 学校として子供を守り通すことを十分に伝える。 <input type="checkbox"/> 家庭での子供の変化に注意してもらい些細なことでも相談するように伝える。	<input type="checkbox"/> 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらえるようにする。 <input type="checkbox"/> 事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を依頼する。 <input type="checkbox"/> 担任等が仲介役となり、いじめの解決ために保護者同士が協力し合えるように支援する。 <input type="checkbox"/> 子供のよりよい成長のために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。
その他	傍観者等に対して <input type="checkbox"/> いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されない行為であることを指導する。 <input type="checkbox"/> はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることにつながることを理解させる。 <input type="checkbox"/> 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。 <input type="checkbox"/> いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。	

(5) 重大事態への対応

ア 重大事態の発生と緊急対応について

(ア) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法に基づき、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神症の疾患を発症した場合」等、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、または、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合は、重大事態と判断し対応していく。また、これらを下回る程度の被害であっても、過去の事例等も十分に考慮し、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

(イ) 重大事態への緊急対応について

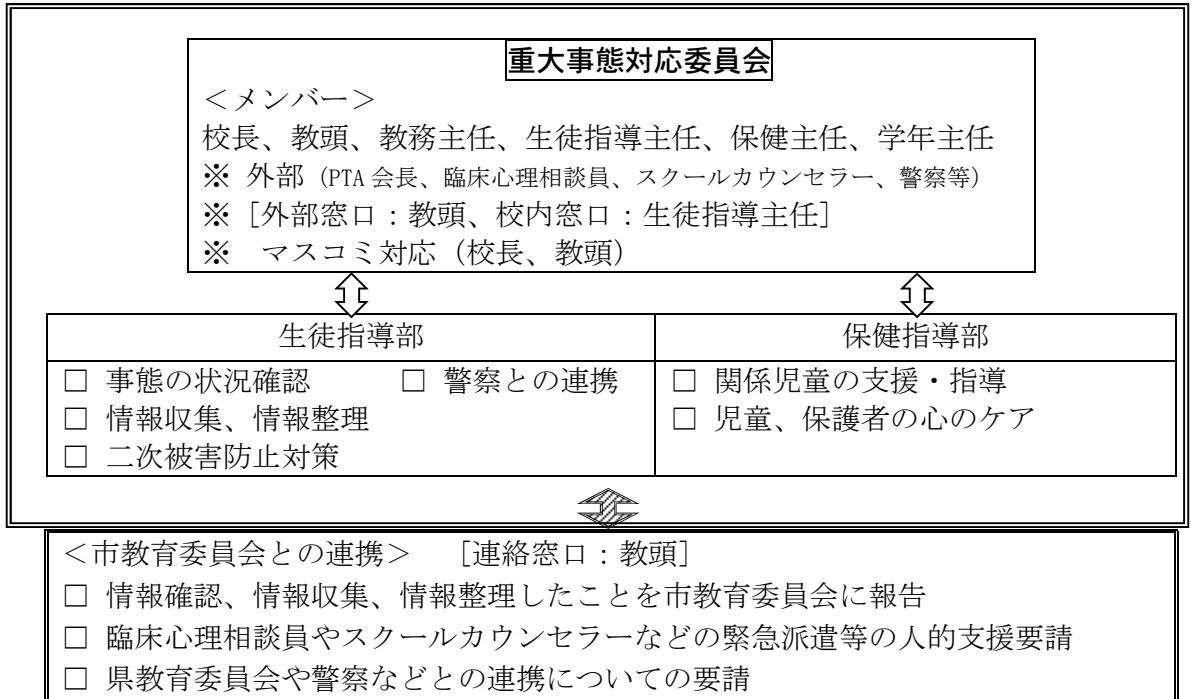
重大事態の報告

重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、指導を受ける。

全校体制による緊急対応

学校が事実に関する調査を実施することになった場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体にした「重大事態対応委員会」を設置し、具体的な対応に当たる。

【緊急対応の体制】



【事実関係の調査についての留意事項】

- 「いつ（いつ頃から）、どこで、誰が、何を、どのように、なぜ」という事実関係を時系列に調査する。
- 事実と人間関係を調査する。
- 調査については、人権を尊重し、プライバシーや心身の保護に十分配慮する。
- 児童からの聴き取りができない場合（入院又は意識不明等の病状や死亡した場合等）、当該児童の保護者から事実関係を慎重に聴取する。

イ その他の留意事項

(ア) 心のケア

- いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

(イ) 調査に当たっての説明等

- 被害児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時、適切な方法で報告するように努める。

(ウ) 調査対象の児童及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、精査した上で被害・加害児童及びその保護者に説明する。

(エ) 報道取材等への対応

- プライバシー保護に努め、事実に基づいた情報を提供する。その際、市教育委員会とも事前に協議をする。

(6) 学校の取組に対する検証・見直し

ア 学校運営協議会の議題の一つにするとともに、教職員による学校内評価等をとおして、いじめに関する取組の検証を行う。

イ 「松原小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、毎年、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。

(7) その他

ア 各月に行われる職員会議で、生徒指導事例についての報告会を設け、いじめについての情報交換を行い、いじめに関する情報共有化を図る。

イ 「松原小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載し保護者や地域に周知する。

ウ 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

<取組の年間計画>

月	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○ 「松原小学校いじめ防止基本方針」の内容の確認（職員会議）	○ 学級開き（意欲付け） ○ いじめ・不登校について考える週間 ○ スクールカウンセラー（SC）案内の配布	○ いじめ相談窓口案内のカード配布（市・県） ○ 身体測定 ○ 「学校生活アンケート」の実施	○ PTA総会における「松原小学校いじめ防止基本方針」の説明
5	○ いじめ・不登校対策委員会（定例会）	○ いじめ防止啓発強調月間の取組	○ 連休明けから6月にかけて、気になる児童と教育相談の実施	○ 民生委員と語る会の実施
6	○ 学校運営協議会（説明）			○ 学校運営協議会委員への授業の公開
7	○ 学校内部評価	○ 学級活動「夏休みの過ごし方」（全学年）	○ 「学校楽しい〜と」の実施と分析 ○ 教育相談（全保護者対象）	○ 教育相談（全保護者対象）
8			○ 教育相談（全保護者対象）	○ 教育相談（全保護者対象）
9	○ いじめ・不登校対策委員会（定例会）	○ いじめ・不登校について考える週間（授業参観：公開授業）	○ 身体測定 ○ 「学校生活アンケート」の実施	
10				
11	○ 学校運営協議会（説明）	○ 学級活動	○ 「学校楽しい〜と」の実施と分析	○ 民生委員と語る会の実施 ○ 学校運営協議会委員への授業の公開
12	○ 学校内部評価	○ 人権週間（講話） ○ 学級活動「冬休みの過ごし方」（全学年）		
1		○ いじめ・不登校について考える週間	○ 身体測定 ○ 「学校生活アンケート」の実施	
2	○ いじめ・不登校対策委員会（定例会） ○ 学校運営協議会（説明）	○ 学級活動		○ 学校運営協議会委員への授業の公開

3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校内部評価 ○ 「基本方針」見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事「ふれあい遠足」(全学年) ○ 学級活動「春休みの過ごし方」(全学年) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員と語る会の実施
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内のいじめに関する情報の収集 ○ 対応策の検討(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各集会における校長講話 ○ 道徳教育、体験活動の充実 ○ 分かる授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確実な健康観察の実施 ○ SCへの相談 ○ 生活ノート「松原の子」の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTAによる朝の声かけ運動(毎日)

「いじめ解消」の定義について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、市教育委員会又は学校のいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。